



安全運転管理の重要性

業務運転中の交通事故は企業の信頼を損なうだけでなく、**企業も事故の責任が問われる**ことがあります。

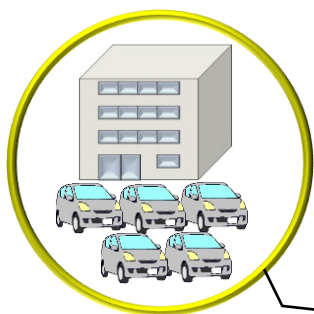
- 安全運転の指導
- 運転者の適性の把握
- 運転者の体調管理
- 運転前後の酒気帯びの有無の確認



等**安全運転管理業務を適切に行い**、交通事故・交通違反の根絶に努めましょう。

安全運転管理者制度

一定台数以上の自動車を使用する事業所において、安全な運転を確保するため、道路交通法に定められた制度で、従業員の安全指導を行うなど、安全運転管理業務を行うことが義務づけられたものです。（道路交通法第74条の3）



安全運転管理者の選任義務

自動車の使用の本拠地ごとに選任しなければなりません

※選任しなかった場合
50万円以下の罰金



選任、解任の届出義務

15日以内に、自動車の使用の本拠地を管轄する公安委員会に届出

※届出をしなかった者
5万円以下の罰金



法定講習を受講させる義務

自動車の使用者（事業主等）は安全運転管理者等に法定講習を受けさせなければなりません

選任を必要とする自動車の台数

安全運転管理者

- ・乗車定員が11人以上の自動車 **1台以上**
- ・その他の自動車 **5台以上**

副安全運転管理者

- ・自動車 **20台以上**
車両台数に応じて、その人数以上を選任
(例：20台～39台 1人、40台～59台 2人、以降20台を超えるごとに1人選任)

X(エックス)で情報を発信しています。フォローお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】

◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に配信します。

◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

